

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社C工場（以下「会社」という。）に雇用され、昭和〇年〇月〇日に退職するまで、会社において製造設備・機械の保全業務に従事していた。その後、昭和〇年〇月〇日、D会社に雇用され、平成〇年〇月〇日まで、同社E支店及びF支店において営業業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Gセンターに受診し、「原発性肺がん、慢性閉塞性肺障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、会社において石綿にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は石綿による疾病の認定基準における肺がんの認定要件を満たしていないため、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、H医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「石綿が肺がん発生に寄与した可能性は否定できない。」と述べていること等を根拠として、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであると主張している。

(2) ところで、石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんの業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号、改正平成25年10月1日付け基発1001第8号。以下「認定基準」という。）を策定しており、この取扱いは、石綿による疾病に関する医学的知見に沿って定められたものであり、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の石綿ばく露作業への従事期間は、〇年〇月であって、1年を越えて10年未満と認められるところ、石綿肺の存在が明らかとまではいえず、認定基準の要件を満たすびまん性胸膜肥厚の発症及び認定基準の要件を満たす胸膜プラークと判断できる明らかな陰影は認められない。

また、乾燥肺重量1g当たりの石綿小体は、519本、264本、また、乾燥肺重量1g当たりの石綿繊維は、15万本、1 μ 超のものが54万本であって、認定基準の要件を満たしているものとは認められない。

さらに、請求人が従事していた石綿ばく露作業は、認定基準が特に高濃度の

ばく露があるとして石綿ばく露作業の従事期間が5年で足りるとする作業にも当たらないものと認められる。

したがって、本件疾病の病状は、認定基準のいずれにも当たらないので、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められない。

- (4) 請求人らは、要旨①請求人の石綿ばく露作業への従事期間に関し、D会社に営業職員として勤務していた時にも、石綿にばく露していることから、営業職員として勤務していた期間も含めるべきである、②請求人の石綿ばく露作業従事期間が10年に満たないとしても、会社における作業内容は、認定基準が特に高濃度のばく露があるとして石綿ばく露作業の従事期間が5年で足りるとする作業に相当すると主張するので、念のため、検討する。

まず、①についてみると、請求人らは、請求人がD会社で勤務していた期間において、約〇年〇月（〇回現場に足を運んでいる）の期間、石綿にばく露したと主張するが、請求人は営業職として従事しており、同期間の石綿ばく露状況について客観的な裏付けがなく、一般的に職種からみて、現場作業員と同様に、常時、石綿に暴露していたものとは考え難い。仮に、請求人がD会社に勤務していた期間に、請求人が主張する〇年〇月の間、石綿にばく露したとしても、請求人の石綿へのばく露期間は、会社でのばく露期間の〇年〇月と合わせて計〇年〇月であり、10年以上のばく露期間は認められない。

次に、②についてみると、請求人の業務内容について、請求人の会社における業務内容は、製造業務ではなく、製造設備・機械の保全業務であり、一件記録を精査するも、認定基準の「石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品」の製造作業に従事した労働者と同等のものであったとみることはできない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは認められなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。